

# 総務委員会議案説明資料

令和3年12月6日

件名		頁
1	第109号議案 足立区検診業務調査委員会設置条例を廃止する条例・・・	2
2	第110号議案 特別区人事及び厚生事務組合の規約変更について・・・	5
3	第120号議案 (仮称)西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設 改築工事請負契約・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	第121号議案 (仮称)西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設 改築電気設備工事請負契約・・・・・・・・	9

(総務部)

# 第 1 0 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区検診業務調査委員会設置条例を廃止する条例
所管部課名	総務部 総務課、衛生部 データヘルス推進課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>平成 3 0 年度の大腸がん検診事業において、実施医療機関が検査結果報告書記載の検査結果を受診票に転記する際、陽性と陰性を誤って転記したため、本来、精密検査を勧めるべき受診者に対して、適時に精密検査を勧めることができなかったという事故が発生した。</p> <p>本条例は、この事故に対し第三者委員会を設置し、事故の原因の調査、審議を諮問するために制定したものである。</p> <p>令和 3 年 7 月 1 2 日に委員会より諮問に対する答申が出され、本条例第 1 条に基づく委員会の設置目的が達成されたため、同条例を廃止する。</p> <p><b>2 廃止条例</b></p> <p>足立区検診業務調査委員会設置条例</p> <p><b>3 廃止年月日</b></p> <p>公布の日をもって廃止する。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>答申の概要及び区の対応方針</p> <p>別紙のとおり（第 3 回定例会 厚生委員会で報告済み）</p>
今後の方針	足立区検診業務調査委員会設置条例の廃止に伴い、足立区検診業務調査委員会設置条例施行規則を廃止する。

## 答申の概要及び区の対応方針

本件事故は、直接的には検査結果報告書のフォーマット変更を要因とするものであるが、区、医師会、医療機関それぞれが関わる複数の要因が複合的に関連して生じた事故であると言える。そのため、再発防止には総合的に問題解決にあたる必要がある。

### 1 事故の主な要因

- ・区が検査会社との契約に関して医師会との事前協議を怠った。
- ・検査結果報告書のフォーマット変更について、区から医師会及び医師会を通じた実施医療機関への周知が遅れた。
- ・医療機関によっては誤転記への対策が不十分であった。
- ・医師会は受託者として、事故防止に万全を期する立場にあったが、その役割を十分に果たしていなかった。

### 2 再発防止に向けた提言及び区の対応方針

#### (1) 区への提言

- ・検査会社の選定や検診に関する情報は、早めに医師会に連絡し、医師会を通じ実施医療機関から意見聴取を行うなど、連携を密にし、情報共有を実施すべきである。

#### 【区の対応方針】

- ・令和元年度から医師会が検査会社と直接契約を行っている。
- ・検診事業等打合せ会議（月1回）で情報共有している。
- ・受診票データへの記録は、医師の診断結果と客観的データである検体の検査結果を区別して記録すべきである。

#### 【区の対応方針】

- ・システム対応済み（令和3年8月）
- ・人為的ミスに備え、検査結果報告書の写しと受診票の突合作業を行う等、事故防止に向けた体制を構築すること。

#### 【区の対応方針】

- ・システム対応済み（令和2年4月）

#### (2) 医師会に対する提言

- ・検診業務受託者として、区と緊密な情報交換を行い、自ら積極的に各医療機関の実施体制を把握し、適切な体制が構築されているか確認、検証、改善案の提案を行っていくべきである。

#### 【区の対応方針】

- ・検診事業等打合せ会議等を通じて医師会へ依頼する。

- ・ 検診水準及び意識の向上を目的とした検診業務に関する研修会の実施や検診手順書の作成などにより、各実施医療機関に還元することが望ましい。

**【区の対応方針】**

- ・ 医師会会員向けの検診業務に関する研修会の実施を医師会と検討する。

**(3) 実施医療機関に対する提言**

- ・ 転記作業を含む各作業が有するリスク要因を早期に認知し分析していくことが不可欠である。

**【区の対応方針】**

- ・ 医師会を通じて実施医療機関へ依頼する。

- ・ 転記者ではない者のチェックや「陽性」部分に印をつけるという対策が有効である。また、検査結果説明時に検査結果報告書を受診者に提示または交付することも有益である。

**【区の対応方針】**

- ・ 検査結果報告書を受診者に提示または本人に交付する方法を医師会とともに検討する。

# 第 1 1 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 6 日

件 名	<b>特別区人事及び厚生事務組合の規約変更について</b>													
所管部課名	総務部 総務課、福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課													
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>更生施設利用者の生活課題が多様化し、また傷害・疾病が重度化していることを踏まえ、特別区福祉主管部長会で検討の結果、更生施設を順次救護施設に転換することとなった。そのため、規約に定める共同処理事務について変更する。</p> <p>なお、本件が各特別区で議決され本規約が変更された場合、新宿区淀橋荘の救護施設としての建て替えが予定されているが、当区にある本木荘の救護施設への転換については、未定となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">更生施設</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">救護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">概 要</td> <td>身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設</td> <td>身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主な利用者</td> <td>社会復帰に必要な生活扶助を必要とする方</td> <td>通院同行や日常生活での介護が必要な方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設職員数</td> <td style="text-align: center;">1 4 名</td> <td style="text-align: center;">2 8 名</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 規約の変更内容</b></p> <p>組合の共同処理する事務に、救護施設の設置及び管理に関する事務を加える。（詳細は別紙・新旧対照表（案）のとおり）</p> <p><b>3 規約変更時期</b></p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>			更生施設	救護施設	概 要	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	主な利用者	社会復帰に必要な生活扶助を必要とする方	通院同行や日常生活での介護が必要な方	施設職員数	1 4 名	2 8 名
	更生施設	救護施設												
概 要	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設												
主な利用者	社会復帰に必要な生活扶助を必要とする方	通院同行や日常生活での介護が必要な方												
施設職員数	1 4 名	2 8 名												
今後の方針	本件が議決された際には、特別区人事・厚生事務組合が 2 3 区の協議を整え、東京都知事に規約変更の届出を行う。													

## 特別区人事及び厚生事務組合同規約の一部を変更する規約 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 (略)</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める<u>救護施設</u>、<u>更生施設</u>及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 (略)</p>

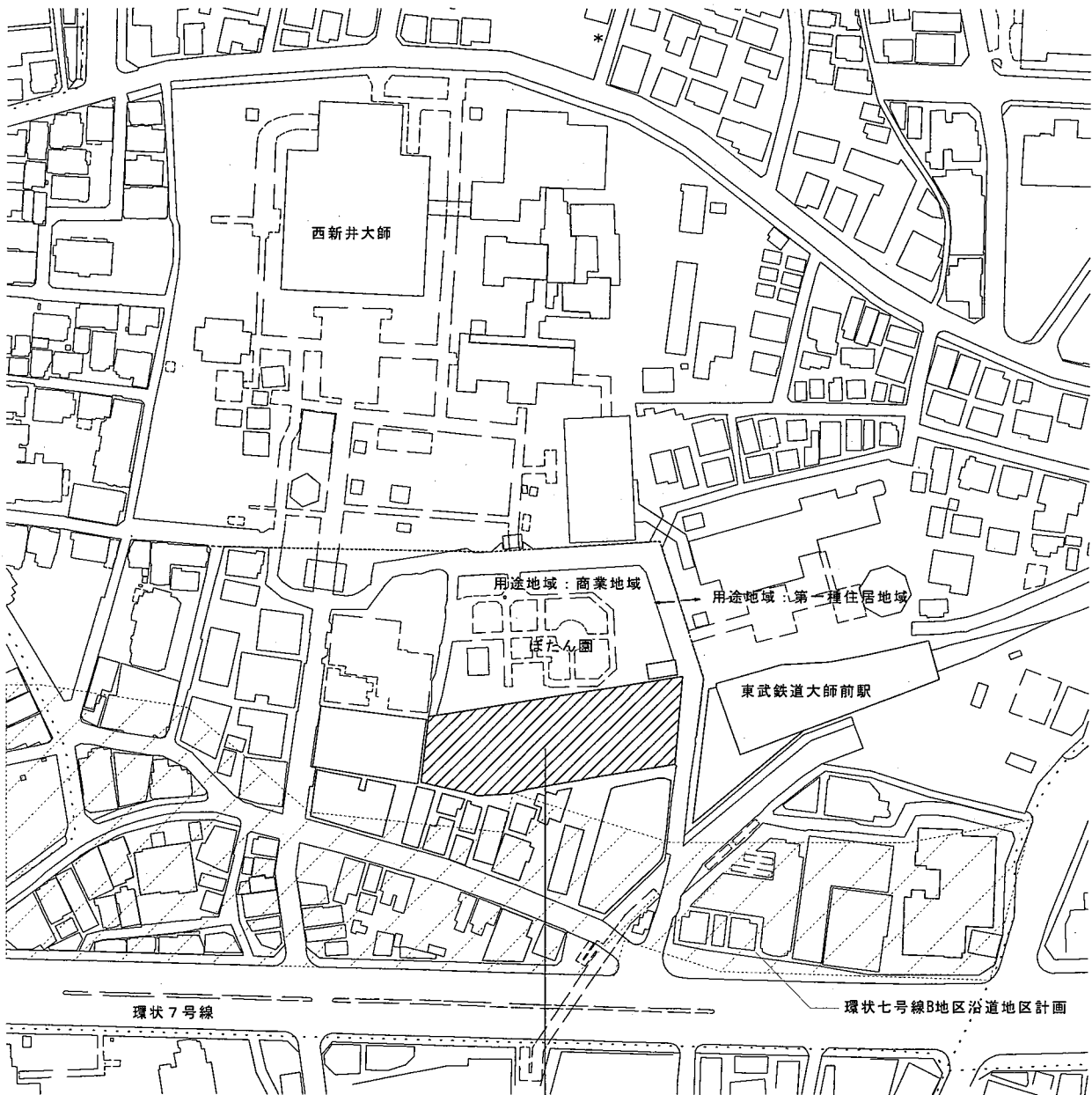
## 附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。

# 第 1 2 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 6 日

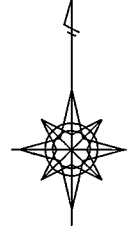
件 名	(仮称) 西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設改築工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 渡喜・丸中建設共同企業体 代表者 株式会社渡喜建設 代表取締役 渡邊 喜一郎 東京都足立区千住寿町 2 5 番 5 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 1, 4 0 8, 0 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 9. 3 4 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 3 足総契契第 0 1 0 5 4 2 号</p> <p><b>4 工 期</b> 令和 5 年 9 月 2 9 日</p> <p><b>5 工 事 場 所</b> 足立区西新井一丁目 4 番 1 7 号 (別紙参照)</p> <p><b>6 工 事 内 容</b>  (1) 児童福祉施設新築 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建  延床面積: 2, 8 5 7. 8 9 m<sup>2</sup>  主要施設: 区民事務所、悠々館、児童館、学童保育室、  子育てサロン、会議室等</p> <p>(2) 附属建物新築  ア 喫煙所 鉄骨造 地上 1 階建 延床面積: 1 6. 6 4 m<sup>2</sup>  イ 駐輪場 1 アルミニウム製 地上 1 階建 延床面積: 6. 8 m<sup>2</sup>  ウ 駐輪場 2 アルミニウム製 地上 1 階建 延床面積: 6. 8 m<sup>2</sup></p> <p>(3) 外構工事 芝広場、自主管理歩道、雨水排水、植栽、門扉等</p> <p><b>7 そ の 他</b>  (1) 仮契約年月日 令和 3 年 1 1 月 1 8 日  (2) 入札・開札年月日 令和 3 年 1 1 月 1 7 日  (3) 入札参加事業者数  ア 初度入札時 3 建設共同企業体 (予定価格超過 3 建設共同企業体)  イ 再度入札時 3 建設共同企業体 (辞退 2 建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 1, 4 1 7, 3 6 1, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	



工事場所  
東京都足立区西新井一丁目4番17号

敷地案内図

(真北方向)





# 第 1 2 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 2 月 6 日

件 名	(仮称) 西新井区民事務所・西新井住区センター合築施設改築電気設備工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 洗新電気工事株式会社 代表取締役 橋 功三 東京都足立区梅田一丁目30番15号 KDKビル</p> <p><b>2 契約金額</b> 198,000,000円(落札率84.79%)</p> <p><b>3 契約番号</b> 3足総契契第010553号</p> <p><b>4 工 期</b> 令和5年9月29日</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区西新井一丁目4番17号</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 受変電設備工事          (2) 幹線動力設備工事          (3) 電灯設備工事          (4) 構内交換設備工事          (5) テレビ共同受信設備工事          (6) 情報表示設備工事          (7) 拡声・音響設備工事          (8) 誘導支援設備工事          (9) 防犯設備工事          (10) 自動火災報知設備工事          (11) 太陽光発電設備工事          (12) 撤去工事          (13) 建物概要 児童福祉施設 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積: 2,857.89㎡          (14) 主要施設 区民事務所、悠々館、児童館、学童保育室、子育てサロン、会議室等</p> <p><b>7 そ の 他</b>          (1) 仮契約年月日 令和3年11月19日          (2) 入札・開札年月日 令和3年11月18日          (3) 入札参加事業者数 11者 (辞退3者、不参加1者、低入札調査価格未満2者)          (4) 予定価格 233,530,000円(事後公表)          ※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	